

「母」になる資格？

ナディア・スルマン事件とリプロダクティブ・ライツ侵害の歴史的系譜*

Who is Eligible to have Children? :The Persecution of "Octomom" and the Long History of Reproductive Rights Violations

Keywords: reproductive rights リプロダクティブ・ライツ, Nadya Suleman ナディア・スルマン, Octomom オクトマム, welfare 福祉制度, eugenics 優生学, gender ジェンダー

When Nadya Suleman, later known as “Octomom,” gave birth to octuplets on January 26, 2009, she faced strong condemnation throughout the U.S. The criticisms mainly fell into two categories: the first criticized a lack of federal regulation for assisted reproduction, which Suleman had used, while the second criticized the social and economic status of Suleman herself. This paper focuses on the latter criticisms, demonstrating how they are a continuation of discussions historically held around public assistance programs and the sterilization of welfare recipients.

Even before Suleman’s personal details were revealed in the national media, comments posted on a *Los Angeles Times* blog argued that she was probably an unintelligent single mother, and likely an illegal alien or African American – “the type” that “often” have children out of wedlock and then rely on taxpayer

*本論文の執筆に先立ち、第51回日本アメリカ学会年次大会（2017年6月4日）で報告した。その際いただいた多くの有益なコメントに感謝いたします。

「母」になる資格？

money to subsidize their life decisions. Other comments called for Suleman to be sterilized because she was clearly “retarded” and had “mental issues.” News reports from the mainstream media, such as the *Los Angeles Times* and *The Associated Press*, took a similar tone, reporting that Suleman was unemployed, unmarried, and on welfare, and her desire for children she could not support could become a burden for taxpayers.

In short, Suleman was criticized for her status as a single mother, her ethnicity (her father is Iraqi and her mother Latvian) and her presumed lack of intelligence, attacks that unfortunately resonate historically. In the past, single mothers enrolled in social welfare programs have often been stigmatized as “bad mothers” and “unfit” to have children. Racial minorities on welfare have been criticized as “mentally retarded” and forced to undergo sterilization procedures. After her eight newborns became news, Nadya Suleman was treated exactly the same way by the U.S. media and public.

はじめに

2009年1月26日、カルフォルニア州で八つ子の出産に成功というニュースが全米を賑わせた。八つ子の出産は米国史上二回目、心温まる出来事になるはずだった。しかし、出産の翌日以降、詳細が明らかになるにつれ非難されるようになった。ひとつ目は、生殖補助医療（Assisted Reproductive Technology, 以下 ART）を規制する連邦法の不在が問題とされたことである。産後すぐから八つ子の妊娠は ART を利用した結果であると推測され、多胎児妊娠／出産による母子へのリスクは避けるべきであり、ゆえに ART を規制すべきだと論じられたのである。ふたつ目は、八つ子の赤ちゃんを出産したナディア・スルマン（Nadya Suleman, aka “Octomom”）の社会的・経済的状況に対する非難である。スルマンが無職のシングルマザーであることがわかると、『ロサンゼルス・タイムズ』紙や AP（*The Associated Press*）などの有力メディアは、スルマンが多数の子

を持つことで福祉費が増大し、結果として納税者の負担を増やすことになる
非難した。しかし、シングルマザーであるという理由で、彼女の「産みたい」と
いう意志を否定することはできるのだろうか。これは、「シングルマザーには母
になる資格はない」といつているに等しいのではないか。

現在の米国において、「産まない権利」はある程度保障されている¹。1973年
のロー判決 (*Roe v. Wade*, 410 U.S. 113 (1973)) は、「妊娠を継続するか否かに関
する女性の決定はプライバシー権に含まれる」として、合衆国憲法修正第 14 条
が女性の中絶する権利を保障していると初めて判示した。これは、女のからだ
を女性自身に取りもどすことをめざした運動のなかで中心的な課題だった中絶
権が保障された歴史的判決である。

他方、「産む権利」は、1942年のスキナー判決 (*Skinner v. Oklahoma*, 316 U.S.
535 (1942)) が唯一の例である。これは、オクラホマ州の常習犯断種法の違憲性
を争った裁判で、連邦最高裁が子をもうける権利を人権の重要な領域であると
指摘したものである。リプロダクティブ・ライツという概念ができる前に、すで
に生殖の権利を基本的な人権であると認めたことは意義深いものの、これ以降
は類似の判決はない。そのため、米国においてリプロダクティブ・ライツといえ
ば中絶権と考えられがちである。実際、産婦人科医のエイミー・チューターは、
スルマンの妊娠を非難して、「選択の権利」とは中絶権のみを指すのであって、
リプロダクティブな選択であればどんなものにも与えられるわけではないと
主張し、それなりの支持を得ている²。

¹ とはいえ、トランプ現大統領は大統領選挙期間中の 2016 年 10 月 19 日の第 3
回テレビ討論において、「自分が大統領になった場合、最高裁判事の任命に当
たり、ロー判決に反対する判事を任命する」と発言しており、現時点では罰則
規定を含む形での中絶違法化が進む可能性がある。

² Amy Tuteur, “There is no “right to choose” octuplets,” *The Skeptical OB*,
<<http://www.skepticalob.com/2009/02/there-is-no-right-to-choose-octuplets.html>> last
accessed on March 5, 2017. チューターの見解に同調して、カトリックの立場に
立つレベッカ・テイラーは、スルマン事件は中絶権も含めたリプロダクティ
ブ・ライツの「愚かさ」を象徴的に示していると指摘する。Rebecca Taylor,
“Reproductive Rights and the Octuplets,” *Mary Meets Dolly: A Catholic's Guide to*
Genetics, Genetic Engineering and Biotechnology, <<http://www.marymeetsdolly.com/blog/index.php?/archives/731-Reproductive-rights-and-the-octuplets.html>>

「母」になる資格？

しかし歴史を振り返ると、リプロダクティブ・ライツは、中絶権を求める運動と同時に、優生学的な人口管理政策への反発から生まれ、1994年のカイロ国際人口・開発会議「行動計画」で明文化された概念である。優生学的な人口管理政策には、途上国での人口爆発に対処するものと、欧米での優生学に基づくものの二面があるが、どちらも強制的な避妊や断種／不妊手術などによって「不適者」の生殖活動を抑制しようとした。ここでの「不適者」とは、貧困者、障害者、シングルマザー、移民、人種的マイノリティなどである。すなわちリプロダクティブ・ライツとは、こうした優生学的な人口管理政策への反対のなかから生まれた概念でもある。中絶権（産みたくないときに産まない権利）だけでなく、「産みたいときに産みたいだけ産む権利」も射程にいれなければならない³。このことは、以下のカイロ行動計画におけるリプロダクティブ・ライツの定義に端的にあらわれている。

すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、ならびに出産する時を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、ならびに最高水準の性と生殖に関する健康を得る権利……。その権利には、……差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれている⁴。

この定義を素直に読むと、なによりも「産む権利」が保障されるべきであることがわかる。しかしそれだけでは足りない。塚原久美は、リプロダクティブ・ジャスティスという概念を紹介しながら、単に権利が保障されただけでは不十分

³ この表現は、上野千鶴子「リプロダクティブ・ライツ／ヘルス」と日本のフェミニズム」上野千鶴子・綿貫礼子『リプロダクティブ・ヘルスと環境』（工作舎, 1997）p.211を参考にした。上野は、さらに「産めないとわかったときに、その事態を受け入れる権利と能力」、さらに「どんな子どもでも生命として受け入れる権利と能力」をも含むとしている。

⁴ 谷口真由美『リプロダクティブ・ライツとリプロダクティブ・ヘルス』（信山社, 2007）p.8.

で、手段やそれを支える制度をはじめ、人種や階級、ジェンダー、セクシュアリティなどの社会的規範にも注意を払わなければならないと述べている。社会的な不平等が存在する社会において、選択する「権利」がたとえ「すべての人」に与えられたとしても、結局、マイノリティの人びとにとっては「自由に」選択することなどできないからである。具体的にいえば、妊娠に気づいた女性が、産んだとしても自分の望むように育てることができないと考えざるを得ない社会状況におかれていた場合に「産まない」選択をしたとすれば、それは彼女にとって「権利の遂行」とはいえず、むしろ「選択の強制」である。そして、その女性が「自由に」選択する権利を遂行できるようにするためには、社会制度の方を改革する必要がある⁵。これがリプロダクティブ・ライツをすべての人に保障するためのリプロダクティブ・ジャスティスの考え方である。

本論文の関心に即していえば、スルマンが非難されたのは、社会が望むような形で子どもを育てることができないのに、彼女が産む選択をしたからだといえる。しかもそれを ART を利用して行ったからである。しかし、「誰でも自らが望む数の子どもを自らが望むときに自らが望む方法でもつことができる」というリプロダクティブ・ジャスティス⁶の観点からは、スルマンへの非難こそが批判されるべきだろう。スルマンに対する世論やメディアによる非難を詳細にみていくと、福祉受給のシングルマザー（多くの場合、黒人などの人種的マイノリティ）が「知的障害」と判定され、「母親不適格」という烙印をおされ、リプロダクティブ・ライツを侵害されてきた歴史的な議論と酷似することに気づく。

なお、スルマン事件に関する研究はほとんどない。ただし、ひとつだけ重要なものにダナ・アイン・デイヴィスによる研究がある。デイヴィスは、スルマンは自分の生殖に関する「選択」をしたのに、メディアによる非難にさらされたと

⁵ 塚原久美『中絶技術とリプロダクティブ・ライツ—フェミニスト倫理の視点から』（勁草書房, 2014）pp.171-174.

⁶ この表現は、Loretta J. Ross and Rickie Solinger, *Reproductive Justice: An Introduction* (Oakland: University of California Press, 2017), pp.170-171 を参考にした。

「母」になる資格？

き、リプロダクティブ・ライツを提唱する主要な組織はなぜ沈黙したのかを問うた。そして、リプロダクティブ・ライツ運動は、「選択」にのみ焦点をあてており、リプロダクティブ・ジャスティスを軽視してきたと指摘している。また、デイヴィスは、現在、ART を利用できるのは、ミドルクラス以上の白人で、かつ異性愛の結婚した夫婦のみであることを指摘し、これを「階層化された生殖」と名付けた。そして、スルマンが非難されたのは、「階層化された生殖」から外れていたためであると論じている⁷。

これに関連してジュディス・ダールは、ART を利用できる人は、階級や人種、そして婚姻関係などによって偏りがあり、貧困者、人種的マイノリティ、未婚者、障害者、そしてセクシュアル・マイノリティの人びとは、ART を利用できないと指摘し、これを「新優生思想」と名付けている⁸。さらにローラ・ブリッグスは、州の貧困層向け医療費補助制度（メディケイド）と民間健康保険会社の組み合わせがまさに優生思想そのものだと指摘している。なぜならメディケイドが貧困層に避妊と断種／不妊手術を義務づける一方で、民間の健保が富裕層に ART の費用を補填するからだと指摘する⁹。つまり、誰が子をもうけて良いのが社会制度によって定められているといえる。

本論文では、デイヴィスらの研究に沿いながら、スルマン事件の歴史的な位置づけを明確にする。以下では、まず第 1 章でスルマン事件において何が非難の対象となったのかを整理し、次に第 2 章で福祉受給者のリプロダクティブ・ライツが否定された歴史をたどることでスルマン事件で問題化されたことの歴史的背景を探り、最後に第 3 章において、「母」になる資格とは何かをスルマン事件を通して明らかにする。そして、20 世紀の初頭に隆盛した優生思想が、21

⁷ Dana-Ain Davis, “The Politics of Reproduction: The Troubling Case of Nadya Suleman and Assisted Reproductive Technology,” *Transforming Anthropology*, 17:2 (2009), 106-116.

⁸ Judith Daar, *The New Eugenics: Selective Breeding in an Era of Reproductive Technologies*, (New Haven: Yale University Press, 2017).

⁹ Laura Briggs, *How All Politics Became reproductive Politics: From Welfare Reform to Foreclosure to Trump* (Oakland, University of California Press, 2017), p.108.

世紀の現在もなお健在であることを示したい。

1. ナディア・スルマン事件の概要

(1) ART 規制問題

すでに指摘したように、スルマン事件を契機に、ART 規制に関する問題が持ち上がった。スルマンは、産後 2 週間して放送された NBC 局のトゥデイ・ショー内で、ニュースキャスターのアン・カリーと対談した際に、多胎児出産が母子ともに大きな負担となることは十分承知の上で、それでもなお凍結受精卵は「すべてわたしの子どもたち」であり、「どれかを選びどれかを捨てることはできなかった」と話している¹⁰。そして、スルマンの意思を尊重し ART を施した医師のモラルと、これを規制する連邦法の不在が問題視されたのである¹¹。

米国では ART に関しては、カトリックが体外受精に反対しているため連邦法による規制は存在せず、体外受精の際に使うホルモン薬の影響等への懸念から ART 研究への連邦助成もない。ヨーロッパ諸国では、体外受精に際し 2 つの胚移植までという規制があるが、米国では医師会が定めるガイドラインは実効性に乏しく、医師の判断に任されている。スルマン出産の 2 日後の『ロサンゼルス・タイムズ』紙には、八つ子の出産は医師の目からみると「医学的な失敗」であるというコラムが掲載された。内容は、多胎児出産には母子ともにリスクが伴うし、子どもの発達に問題が起こる可能性も高いので避けるべきだというものだった¹²。ここでは、障害児が生まれる可能性が高くなるような行為は避けるべきだという考えが、当然の前提とされていることに注目したい。それは、障害児は経済的にも社会的にも負担になるという優生思想のあらわれといえる。『ロ

¹⁰ Mike Celizic, “Octuplet mom defends her ‘unconventional’ choices,” Feb. 6, 2009, <<http://www.today.com/parents/octuplet-mom-defends-her-unconventional-choices-wbna29038814>>

¹¹ Shari Roan and Jeff Gottlieb “Birth of octuplets rattles fertility experts,” *Los Angeles Times*, January 28, 2009, <<http://articles.latimes.com/2009/jan/28/local/mc-octuplets28>>

¹² “Extraordinary eight,” *Los Angeles Times*, January 28, 2009, Part A; p.16.

「母」になる資格？

サンゼルス・タイムズ』紙は、その後、2月3日の社説でART規制の必要性を明示的に訴えている¹³。

また、これが特にカルフォルニア州という西部で行われたことだったため、例えば、デボラ・スパーが「ARTの無法西部を管理する("Taming the wild west")」とのタイトルで主張するように、ARTに関する西部の無法状態を放置してはならないという論調がみられた¹⁴。しかしダールは、ARTが特に西部で無法状態であるというのは「都市伝説」であり、実際にはさまざまなメカニズムを通じて規制が働いており、特に、州の医師会による医師免許の付与／剥奪は非常に強い規制として機能していると指摘する。ただし、その規制の力が発揮されるのは、たいていの場合、実際に損害が発生した後になってからであることが問題だと述べている。例えば、スルマンの場合、彼女の体外受精を担当した医師は、ガイドラインに違反したとして医師免許を剥奪された。しかし、1回の胚移植につき何個の胚を移植して良いのかについては規制がないため、スルマンの担当医の医師免許剥奪は、ガイドライン違反というよりは、メディアや世論の声を反映したという見方が正しいという¹⁵。

体外受精で多胎児出産が非難の対象であるならば、体外受精で授かった双子と六つ子を育てていることで有名なケイト・ゴスリンも、そのことを非難されて当然である。しかしゴスリンは、8人の子どもを育てている母親として注目を集め、「ジョン&ケイト・プラス8」(TLC局)というリアリティTV番組がシリーズ化までしている一方で、多胎児出産であることには変わりがないのにスルマンは厳しく非難された。それは、リスクの高い多胎児出産を防ぐという医学

¹³ "Editorials: Fertility ethics," *Los Angeles Times*, February 3, 2009, Desk Part A; p.14.

¹⁴ Debora Spar, "Taming the Wild West of Assisted Reproduction." *Columbia Spectator*, February 26, 2009, p.262, <<http://spectatorarchive.library.columbia.edu/taming+the+wild+west>> last accessed on January 27, 2017.

¹⁵ Daar Judith, "Federalizing Embryo Transfers: Taming the Wild West of Reproductive Medicine?" *Columbia Journal of Gender and Law* 23:2 (2012): 313-314.

的な側面よりも、それ以外の社会的な要素が考慮されたがためであると考えるのが妥当である。

ART 規制問題については、スルマン事件後に議論が重ねられ、実際にジョージア州で規制法案が審議されたほどである¹⁶。しかし、本論文ではこれ以上は触れない。本論文が注目するのは、むしろその社会的な要素である。以下では、スルマン事件の概要を、メディアの報道（主に『ロサンゼルス・タイムズ』紙）とそれに対するブログのコメント等を参考にして明らかにしていく。

（2）子どもの「父」は誰か

出産当日の報道では、全米で 2 回目となる八つ子の出産がいかに「珍しい」ことであるかが強調された。全米初の八つ子誕生時は、そのうちのひとりが産後 1 週間で亡くなっていることもあり、8 人全員が生き続けると記録更新になると、盛り上がりを見せた。初日の『ロサンゼルス・タイムズ』紙の読者ブログは好意的なものも多く、非難する声に対する批判もみられた。しかし翌日には、誰がこの費用をまかなうのか、という疑問がブログで主流となっていた¹⁷。

また、「理性のある」人ならば、子どもをこんなにたくさん産んで保険や教育への負担をかけ、「我々の税金」を引き上げるようなことはしないだろうというコメント（“no reasonable people would choose to consciously bring into the world, 8 sickly--unintelligent people to further tax our insurance and educational systems”）や、「不法外国人」の嫌疑をかけるコメント（“I bet she is an illegal alien”）も複数みられた。そして子どもが成人するまでの面倒は、親ではなく「我々納税者」が負担しなければならないことへの憤りの声が多数みられるようになる。さらには、アフリカ系アメリカ人（黒人）に違いないというコメント

¹⁶ Radhika Rao, “How (not) to Regulate ARTs: Lessons from Octomom,” *Albany Law Journal of Science & Technology* 21:2 (2011): 313-321.

¹⁷ Posted by Bill 01/27/2009 10:18 - *LA Times Blog*

「母」になる資格？

（“I believe the couple is African-American (Black)”）もあった¹⁷。これは、子どもをたくさん産んでそのツケを納税者に支払わせるのは、理性のない非合法移民または黒人であるという一般的な偏見を反映している。

一方、1月28日の『ロサンゼルス・タイムズ』紙は、「付随する責任」（“A bundled burden”）というタイトルの記事を掲載した。この中で、早産で双子を亡くした経験をもつウィリアム・ウッドウェル・ジュニアは、多胎児出産は費用も高額で母子ともにリスクが高いだけでなく、産後の子どもたちの発達にも影響があり、それは税金という名の保険費や教育費となって「我々」に跳ね返ってくることを力説したものである。そして、そのままでは死んでしまうかもしれない赤ちゃんの命を救うために、救ったからといって「完全に機能する人間」になる保障もない子どもに、巨額の税金を使い続けることが本当に「社会の利益」にかなうのかどうかという問いをなげかけている¹⁸。この主張に対しては、社会の「負担」になる人間を合法的に殺せろといっているのに等しく、「ナチ・ドイツの哲学と同じ」だという反対意見が、2日後の紙面（読者欄）に紹介された¹⁹。しかし、このような問題を気にする人は少なかった。

関心の多くは、ARTを使ったのか、使ったならばその費用はどのように捻出したのか、多胎児出産にかかった高額な費用やその後にかかる莫大な養育費をいったい誰が負担するのかといった疑問に集中した²⁰。とりわけ、以下のように父親は誰なのかという問いが持ち上がることは興味深い。

¹⁷ Posted by Michelle 01/27/2009 10:29; Posted by Barb in Akron, 01/27/2009 11:53; Posted by A.M. 01/28/2009 17:04 - *LA Times Blog* など。

¹⁸ William H. Woodwell, Jr., “A bundled burden,” *Los Angeles Times*, January 28, 2009, Part A; p.17. ウッドウェル・ジュニアは、早産の双子のひとりを亡くし、生き残ったもうひとは脳性マヒであるという自らの経験を *Coming to Term: A Father's Story of Birth, Loss and Survival* (University Press of Mississippi, 2001) に記している。

¹⁹ “Octuplets raise social concerns: Re A bundled burden, Opinion, Jan. 28,” *Los Angeles Times*, January 30, 2009, <<http://articles.latimes.com/2009/jan/30/opinion/le-friday30.S3>>

²⁰ “Extraordinary eight” *Los Angeles Times*, January 28, 2009, Part A; p.16.

Who know who dads are? Now she brings a litter[liter] of eight kids into an already over populated world. Those babies will cost taxpayers millions. They already have. I think this is criminal....²¹

これは、まさしく子どもを扶養するのは誰なのかという問いにつながる。つまり、「父」が稼ぎ主であるという家父長的な考えを多くの人が持っており、「父」に代替する存在として公的な福祉制度があり、その福祉制度を支えるのは「我々納税者」であるという意識が、多くの人びとの間で共有されているといえる。

この時点では、まだスルマンに関する情報は名前さえも明らかにされていないにもかかわらず、『ロサンゼルス・タイムズ』紙の読者ブログでは、八つ子の親の経済状況や精神状態、そして市民権の有無や人種にいたるまで、特定のプロフィールが作りあげられていったのである。つまり親は理性や知性に劣る人物で、納税者に負担をかける非合法移民または黒人で、婚外子を産み福祉を受給するシングルマザーである、との想定ができあがっていたのである。

(3) 子どもをつくって良いのは誰か

こうしたプロフィールに基づく疑心暗鬼は、出産から4日目の1月30日の報道によって、一気に加速した。この日の『ロサンゼルス・タイムズ』紙は、スルマンの母親や近隣住民からの情報によって、八つ子は体外受精による妊娠であったこと、さらに、スルマンにはすでに2歳から7歳までの6人の子どもがいて、結婚しているかどうかは不明で両親の家に暮らしていること、その家には3つのベッドルームしかないことなどを報じた²²。この報道を受け、多くの人が婚

²¹ Posted by Joe, 01/29/2009 18:13 - *LA Times* Blog.

²² Jessica Garrison, Andrew Blankstein and Jeff Gottlieb, “Mother of octuplets already has six children; Doctors asked if she wanted to selectively abort, but she refused.” *Los Angeles Times*, January 30, 2009, Part A; p.1.

「母」になる資格？

姻関係は不明だが親と同居しているという事実から、スルマンには夫もいなければ経済力もないと判断した。そして貧しいシングルマザーが、経済的に子どもを養うことができないのに、高額な費用のかかる体外受精を利用し、合計で14人もの子どもを産んだことに対して、「無責任」「わがまま」と非難の声をあげたのである。

ここで注意したいのは、多くの人びとの非難の矛先は、スルマンにすでに6人の子どもがいることではなく、スルマンがシングルマザーである点にある。もちろん、6人も子どもがいれば十分ではないかという批判もみられたが（これには、子どもが何人いけば「十分」なのかは個人の判断によるという反論ができるものの）、多くの方は貧しいシングルマザーが体外受精によって子どもをつくったことにいらだっていた。それは、以下のような表現に顕著にあらわれている。

This mother is on Medical and receives welfare checks. How can someone in that situation even be considered for a procedure like that? How will she feed 14 children? This is insane.²³

ここでは、スルマンは福祉受給者だと想定されている。この頃になると、別のブログ投稿者も「ウェルフェア・マザー」という表現 ("welfare baby momma") を使っており²⁴、スルマンの経済状況が報道されていないにもかかわらず、スルマンは福祉受給のシングルマザーであるということが、多くの人びとの共通認識となっていた。

そして、ART 費用も子どもの養育費も「我々の税金」でまかなわれていることに対する不満が声高に叫ばれるようになる²⁵。その結果、「ウェルフェア・マ

²³ Posted by emily, 01/30/2009 08:32 - *LA Times* Blog.

²⁴ Posted by larry 01/27/2009 16:09 - *LA Times* Blog.

²⁵ Posted by Shannan, 01/30/2009 05:47; Posted by Solange C, 01/30/2009 11:38 - *LA Times* Blog ほか。

一」には ART を利用する資格がないにもかかわらず、その選択をしたスルマンは精神／知的障害者に違いないという考えが数多く書き込まれるようになった（“This single mom must be retarded and I mean it literally”など）²⁶。6人の子どもがいる無職のシングルマザーが、ART を利用して八つ子の出産を望んだという事実が、スルマンに精神／知的障害がある根拠とされたのである。そのような理解をしない限り、福祉受給者が ART を利用することに納得できないのだろう。

その同じ論理で、スルマンから子どもを取りあげ、スルマンに不妊手術を施すべきだという意見も多数出された（“this woman has mental issues..., she needs to be sterilized ASAP”など）²⁷。つまり、これほどたくさん子どもをつくってしまうのは精神／知的障害のためで、これ以上子どもを産ませないように不妊手術を施すべきだというのだ。ここには、福祉受給者の生殖は「我々納税者」がコントロールすべきだという考えを読み取ることができる。

さらに、スルマンの人種がわからないことにいらだち、複数のブログでメディアが人種を隠している（ようにみえる）ことが非難された。1月30日の報道では、スルマンの父が孫を養うためにイラクに仕事に行くことを検討していることが伝えられていたが、実際、スルマンはイラク人の父とラトヴィア人の母をもつ「非白人」だった。

以上のように、『ロサンゼルス・タイムズ』紙の読者ブログでは、スルマンが無職のシングルマザーで福祉受給者であるという想定を理由に、そもそも ART を利用すること自体が非難的となった。さらにそのような選択をするのは精神／知的障害があるからで、かつ人種的マイノリティで「母親不適格」であるという理由から、子どもを取りあげ、不妊手術をすべだという見解が多数みられた。

²⁶ Posted by Tamara, 02/01/2009 08:42 - *LA Times* Blog.

²⁷ Posted by gimmieAbreak, 01/30/2009 14:53; Posted by Llyn, 01/30/2009 19:54 - *LA Times* Blog ほか。

「母」になる資格？

さすがに大手メディアはそこまで露骨な非難はしないものの、無職のシングルマザーが出産したことで、社会福祉プログラムへの依存度が上がり、結果として、納税者の負担が増えることを指摘している。例えば、2月11日の『USAトゥデイ』紙の記事は、スルマンがすでに福祉受給をしており、その受給額は今後さらに増大する見込みであることを報じ、スルマンが立ち上げたホームページの画像を使って寄付金を募っていることも掲載している¹。このような報道は、スルマンがどこまでも他人任せであることを強調し、収入源もないのに子どもを出産し納税者に負担をかけることを非難するブログ投稿者たちの意見を大手メディアが共有し、さらにおおっているといえるだろう。

これまでみてきたような議論は、「母」としての資格は誰にあるのかという問いを明確化する。つまり、「誰が子どもをつくってよいのか」という優生学的な問いに、答えを出しているのである。例えば、福祉受給している貧しいシングルマザーは、そもそもARTを利用して子どもをもつ資格はない、という意見がみられたが、これはまさに「母」としての資格は福祉受給のシングルマザーにはないということである。既にみたように、ダールによると、裕福で白人の異性愛のカップルかつ健常者のみが（ARTを使って）親になることを推奨されているのである。そしてそれは、優生学的な「適者」の選別に他ならない。スルマンに対する非難は、「不適者」の増殖を危惧する優生学的なまなざしそのものだといえよう。このような無職／低所得の福祉受給者でシングルマザーかつ人種のマイノリティに対する社会的な敵意は、福祉制度の歩みとともにある。次に、その歴史を簡単に振り返っておきたい。

¹ The Associated Press “Taxpayers may have to cover octuplet mom's costs,” *USA Today*, February 11, 2009, <http://usatoday30.usatoday.com/news/nation/2009-02-11-octuplets-money_N.htm>。ほかに、*The Washington Times* の記事にも”Report: Octuplets likely to cost taxpayers millions”などがある。

2. 福祉受給者のリプロダクティブ・ライツ侵害の歴史的系譜

(1) 「父」に代わる福祉制度

米国における公的な福祉制度の端緒は、南北戦争時の恩給制度にあるといえる。そして、このときからすでに福祉制度は「父」に代わるものとして特徴付けられていた。ナンシー・F・コットによると、政府は兵士を募集するために恩給制度をつくったが、そのことによって夫／父が扶養者で、妻子は被扶養者であるという関係を固定化したという。戦後、傷痍軍人や戦争未亡人への恩給支払いと、孤児や解放奴隷の救済事業が連邦予算を逼迫すると、解放奴隷を自立させる目的で設置された解放民局は、解放奴隷の結婚を奨励することでこの問題を解決しようとした。奴隷制時代には、夫婦や親子が引き離されて売られるケースが多かったため、解放奴隷を結婚させることで、男性を家長にして就労させ、女性や子どもの扶養義務を負わせ、少しでも財政的な負担を減らそうとしたのである²⁸。

また、革新主義時代の母親年金は、まさに「父」の代わりとなる福祉制度の代表例といえる。1911年にイリノイ州で初めて設立され、その後ほかの州にも広がった。夫を亡くした母親が家庭で育児に専念できるようにするための制度で、寡婦年金とも呼ばれる。実際、受給者の約8割が寡婦だった。一方、多くの州で離婚した母親や未婚の母親には、受給が認められなかった。離婚した場合には、実際の父が子を扶養すべきと考えられており、未婚のシングルマザーの場合、そもそも受給の資格がなかった²⁹。つまり、「父」のいない子を産むと福祉受給の資格はなかったのである。

他方、ニューディール期にもたらされた福祉国家的な政策は、婚外子を産んでも福祉受給の資格を与えるようになったものの、これがスティグマ化された。

²⁸ Nancy F. Cott, *Public Vows: A History of Marriage and the Nation* (Cambridge: Harvard UP, 2002) pp.91-104.

²⁹ Mary Ann Mason, *From Father's Property to Children's Rights: The History of Child Custody in the United States* (New York: Columbia University Press, 1994), p. 92.

「母」になる資格？

ナンシー・フレイザーとリンダ・ゴードンによると、ニューディール政策は、福祉プログラムを「非福祉」と「福祉」に分け、後者のスティグマ化を推し進めた。失業、老齢保険は「非福祉」であり、権利としての援助とされたためスティグマとは無縁だったし、白人男性の家族賃金に替わるものとして意図されていた。一方で、貧困の親を援助する「要扶養児童扶助 (Aid to Dependent Children、以下 ADC)」などは「福祉」に分類され、働かずに報酬を得ているかのようにみられた。そして、受給者は「福祉依存」であるとスティグマ化された。ADCは貧困のシングルマザーが受給者の大半を占めたため、「福祉依存」はジェンダー化されたイメージとなり、働かずに福祉を受給しながら子どもを産むという「ウェルフェア・マザー」という言説が流布するようになる³⁰。すなわち、「父」が失業した場合の給付金は権利だが、「父」がいない子を育てるシングルマザーが受給する給付金は「福祉」と分類され、スティグマ化されたのである。

(2) 福祉制度と優生学の結びつき

福祉制度が充実していくなかで、「ウェルフェア・マザー」が子どもを産むと福祉費がさらにかさむことになるため、潜在的な福祉受給者を減らすという行政的な課題のもとで福祉受給者の女性に対する不妊手術が行われるようになる。これは各州の断種法に基づいてなされたものである。

米国では、世界初の断種法となる 1907 年のインディアナ州法をかきわきりに、最終的に 30 を越える州で断種法が制定されたが、断種法制定の背景には優生学による「知的障害は遺伝する」というイデオロギーの影響があった³¹。知的障害だからといって断種の対象とすることは正当化できないものの、ここでは「知

³⁰ Nancy Fraser and Linda Gordon, "A Genealogy of Dependency: Tracing a Key Word of the U.S. Welfare State," *Signs: Journal of Women in Culture and Society* 9:2 (1994): 321-322.

³¹ ヴァージニア州の断種法の合憲性をあらそった 1929 年のバック対ベル裁判では、連邦最高裁判所が「精神薄弱」は遺伝するとの見解を示し、優生学的な見地に基づく断種は州の権限の範囲内に含まれると判断した。

的障害」がどのように認定されたかが重要である。例えば、ノースカロライナ州においては、現在では貧困が原因と考えられる特徴、子どもに対するネグレクト、婚姻外性交渉などが「知的障害」と結びつけられた。それは、当時は医学的に知的障害と診断するのは困難であり、知的障害の法律上の定義も不明確だったため、医学的訓練を受けていない裁判官の自由裁量にゆだねられていたためである。結果として、「知的障害」と認定され不妊手術の対象となったのは、貧困女性が多かった。そしてこうした「知的障害」をもつ人びとに対しては、断種／不妊手術が医学的解決策だと思われていた³²。

また、こうした断種／不妊手術は、福祉制度の充実とともに増大していった。例えば、ミネソタ州断種法は 1925 年に制定され 50 年間施行されていたが、モリー・ラド＝テイラーによると、州で 50 年間に記録された断種／不妊手術の 45%が 1933 年から 40 年までのニューディール期に行われたという³³。

産むことを否定されたのは、「知的障害」とされた貧困女性だけではなく。初期の優生学者が東南欧からの移民が増えたことで、国民の質が下がることを心配していたことからわかるように、人種的マイノリティ、特に東南欧からの移民が断種法のターゲットとなった。なかでも貧困で婚外子がいると優生学的に「不適者」とみなされた。

1930 年代後半になると、これに黒人も含まれるようになる。例えば、1939 年に米バースコントロール連盟が州の公衆衛生局と協力して「ニグロ・プロジェクト」を立ち上げている。この提案をしたクラレンス・ギャンブルは、「黒人大衆」が、特に南部において「軽率」かつ「破滅的」に子どもを産んでいるため、黒人の出生率を低くするように、避妊や断種／不妊手術を推進すべきだと訴え

³² Joanna Schoen, “Reassessing Eugenic Sterilization: The Case of North Carolina,” in Paul A. Lombardo, ed., *A Century of Eugenics in America: From the Indiana Experiment to the Human Genome Era* (Bloomington: Indiana University Press, 2011), p. 142

³³ Molly Ladd-Taylor, “Eugenics and Social Welfare in New Deal Minnesota,” Lombardo, ed., *A Century of Eugenics*, p. 88.

「母」になる資格？

た。なぜなら黒人は、最も知性に劣り、最も「不適者」であり、子どもを適切に育てる能力にも欠けているからである、と主張している³⁴。もともとギャンブルがパースコントロール運動に乗り出したのは、ニューディール期に福祉費が急上昇したことに対する懸念がきっかけだった。ギャンブルは、福祉政策が貧しくて教育程度の低い人びとを増殖させてしまうことに脅威を覚え、福祉に依存する人びとをつくり出す根源的な問題、「不適者」の出生率の高さを改めなければならぬ、と考えたのである³⁵。

以上のことから、福祉制度が充実すればするほど、何の目的で誰に産ませないようにするのかという優生学的な方針があからさまになっていったことがわかる。つまり、増大する福祉費を節約するために、福祉の対象となる人が福祉対象者予備軍を産まないようにすることが求められたのである。ここには、「適者」は子どもを持つことが推奨されても、「不適者」は子どもを持つこと自体を抑圧／禁止されるという優生思想が如実にあらわれている。そして、子どもを産むことは、すべての人に与えられる権利ではなく、「適者」の独占的な特権となっていた。

(3) 福祉受給者のリプロダクティブ・ライツ

同じようなことは、第二次世界大戦後もほとんどの州で継続していた。レベッカ・M・クルチンは、1950年代から60年代初めにかけては、断種法を根拠に貧しい黒人女性の不妊手術が行われたが、その意図は福祉対象者となり得る黒人の数を減らすことにあったと指摘している。また、南部では、帝王切開や虫垂切除などの腹部外科手術をするために入院した貧しい黒人女性に対して、

³⁴ “Birth Control and the Negro,” n.d. *The Margaret Sanger Papers: Documents from the Sophia Smith Collection, Smith College (series 2)*, Microfilm; Linda Gordon, *The Moral Property of Women: A History of Birth Control Politics in America*, 3rd ed., (Urbana: University of Illinois Press, 2007), p. 235.

³⁵ James Reed, “A Birth Control Entrepreneur,” *Family Planning Perspectives* 11:2 (1979): 138.

「ミシシッピー虫垂切除術」と呼ばれる子宮摘出手術を本人に知らせることなく強制的に行っていたことも明らかにした³⁶。

リプロダクティブ・ライツの視点でみると、1960年代は、避妊ピルが使われるようになり、中絶も制限が緩和された州もあったため、「選択の時代」と呼ぶにふさわしい。しかし、そのために妊娠が意図的なものと考えられるようになり、その結果、かえって貧困層の女性のリプロダクティブ・ライツは保障されなくなったといえる。リックイー・ソリンジャーは、福祉を受給しながら子どもを産むことは、避妊できるにもかかわらず自分の意志で間違った選択をしたとみなされるようになったと指摘する。特に、貧しい女性が婚外で出産すると、福祉受給にふさわしくないと考えられ、さらに「母親失格」の烙印を押されるようになった³⁷。

また、1960年代後半からは、公民権運動によって黒人の社会的地位が向上したことや福祉制度が充実したことが、かえって貧しい黒人女性のリプロダクティブ・ライツを侵害する結果となった。例えば、ジョンソン政権下の「貧困との闘い」のなかで、低所得家庭に避妊を供与するようになると、不妊手術が避妊手段のひとつとして位置づけられたことにより、医師が福祉受給の女性の出産時に強制的に不妊手術を行うケースが増加した。さらに、人種隔離制度は貧しい黒人女性を社会福祉制度から排除した一方、優生運動家の視線から隠すバリアの役割を担っていたが、公民権運動等によって、福祉制度のなかに人種的マイノリティが組み込まれるようになると、ますます多くのマイノリティの貧困女性が不妊手術のターゲットとみなされるようになっていった。また、非合法のメキシコ系移民の増加によって福祉費が増大することを危惧する発想

³⁶ Rebecca M. Kluchin, *Fit to be Tied: Sterilization and Reproductive Rights in America, 1950-1980* (New Brunswick: Rutgers University Press, 2011), p. 73.

³⁷ Rickie Solinger, *Beggars and Choosers: How the Politics of Choice Shaped Adoption, Abortion, and Welfare in the United States* (New York: Hill and Wang, 2001), pp. 187-189.

「母」になる資格？

が、この頃から顕著にみられるようになった³⁸。

さらに、州議会では断種法の適用を「ウェルフェア・マザー」にも拡げる動きがみられた。例えば、ミシシッピ、イリノイ、アイオワ、ヴァージニア、テネシーの各州では、福祉受給の母親に不妊手術を課す法律の是非が審議された。土屋和代によれば、このような法案が審議される背景には、政府から生活支援を受けている福祉受給者は、これ以上の財政負担を増やさないように政府が福祉受給者の生殖をコントロールすることは当然だという考えがあるという³⁹。

また、貧しい黒人であるというだけで不妊手術を強制的に受けさせられる場合もあった。福祉受給者で黒人である場合には、検査もせずに「知的障害」とされ、手術に同意しなければ福祉手当をカットするという脅しによって不妊手術が施されたケースが数多くある。保健教育厚生省の調査では、1972年に行なわれた不妊手術は単年度で10万から20万件にものぼる⁴⁰。

福祉を受けるためにはリプロダクティブ・ライツを手放さなければならないという事実は、福祉権運動家のジョニー・ティルモンが指摘したことで有名だ。ティルモンは、福祉とリプロダクティブ・ライツは交換条件であって、福祉という「男」と結婚／契約するからには、それ以外の男と関係を持つことは許されない、福祉を受給し続けるためには卵管を結ぶ（不妊手術を受ける）ことにも同意しなければならない、と語った⁴¹。

ここでティルモンがいつている「福祉」(welfare)とは、ADCを改称した要扶養児童家族扶助(Aids to Families with Dependent Children, 以下AFDC)を指す。これは一般に流通している用語法である。さらに「ウェルフ

³⁸ Kluchin, pp. 73-74.

³⁹ 土屋和代「誰の<身体>か？—アメリカの福祉権運動と性と生殖をめぐる政治」神奈川大学人文学研究所編・小松原由理編著『<68年>の性—変容する社会と「わたし」の身体』(青弓社, 2016) pp.65-66, p.72

⁴⁰ 土屋, p.70

⁴¹ Johnnie Tillmon, “Welfare is a Woman's Issue,” *Ms. Magazine* (1972).

ェア・マザー」とは、「未婚で子どもを産み、仕事をしないで AFDC とフードスタンプをもらって生活している自堕落なシングルマザー」というスティグマ化されたイメージが、1970 年代後半には一般に定着していった。実際、公的扶助の受給者は、寡婦から離婚／未婚の母親へと移っていた。1940 年には ADC の受給者のうち、寡婦の割合が 42% だったが、1979 年には 2.2% まで下がり、未婚・離婚・別居が受給者全体の 82.2% となった⁴²。

このような歴史的背景があるからこそ、スルマンは、「父」のいない子を産んだシングルマザーであることを根拠に、福祉受給者であり黒人／非合法移民で、それゆえ「知的障害」をもつとされ、だから「母親不適格」なので子どもを取りあげ、さらにこれ以上子どもを産まないように不妊手術をすべきだと考えられたのである。

3. 「母」になる資格？

(1) 結婚と就労の奨励

それでは、スルマンが出産した当時は、どのような考えのもとで社会福祉政策が取られていたのだろうか。前章でみたような優生思想は、断種／不妊手術の件数が減少しても、別の形で残されたといえる⁴³。1980 年代のレーガン政権期には「ワークフェア (workfare)」という理念で福祉受給者には就労することが求められ、その一方で、就労せずに婚外子を産み、福祉制度をつかって多額の福祉費をだまし取る「ウェルフェア・クイーン」というイメージがメディアを賑わせた。その結果、福祉受給者、なかでも黒人のシングルマザーは、より一層スティグマ化されていった。さらに、クリントン政権下で制定された

⁴² 杉本貴代栄「アメリカのシングルマザーに何が起きているか？—「福祉改革」が日米のシングルマザーに与える影響」『女性労働研究 44 号 「構造改革」と子育て支援』（青木書店、2003）pp.45-46.

⁴³ 1970 年代後半以降も断種法自体は存続していたものの、断種／不妊手術の件数は減り、強制的な断種／不妊手術は 1981 年のオレゴンの事例が最後と記録されている (Julie Sullivan, “State will admit sterilization past,” *The Oregonian* (15 Nov 2002)).

「母」になる資格？

1996年の「個人責任と就労機会調停法（Personal Responsibility and Work Opportunity Act, 以下 PRWOA）」によって、福祉に依存せず就労によって個人と家族責任を果たすことが求められるようになると、貧困は個人の責任とされ、福祉受給者は就労することにより福祉依存から自立すべきという考えが強化された。

なかでも、シングルマザーをターゲットとした政策に、AFDCを廃止して新たに創設された「貧困家族への一時扶助（Temporary Assistance for Needy Families, 以下 TANF）」がある。受給期間が生涯で5年間に限定されたこのプログラムは、特に低所得の女性の未婚率が上がり、婚外出産が増えていることへの懸念からつくられた。PRWOAのセクション401(a)は、明確に「婚外の妊娠を減少し、予防すること」がTANFの目的と規定している。実際、TANFには、婚外の妊娠を減らす目的でつくられた規定がある。例えば、ファミリー・キャップと呼ばれる制度を採用する裁量が州に与えられたが、これはシングルマザーが福祉受給中に産んだ場合、新たに生まれた子への追加給を行わないという制度である。また、中絶件数を増やさずに婚外出産を減らした州に対して、連邦政府が報奨金を与える制度もある⁴⁴。これは、国を挙げて「父」のいない子の産出を減らそうとしていることと同義である。

このようなシングルマザーを逸脱とみなす家父長制イデオロギーは、「児童養育強制履行制度」（Child Support Enforcement）に顕著にみられる。これはAFDCのコストを抑えるために導入され、福祉受給のシングルマザーには自動的に適用される。それは、シングルマザーの子であっても、父親は必ずいるため、その父親に養育責任を果たさせるもので、州政府が父親から養育費を徴収し、それを州政府と連邦政府と受給者に分配する制度である。この制度はPRWOAによって強力に施行されることになった。さらに、PRWOAは、TANF

⁴⁴ 杉本貴代栄『アメリカ社会福祉の女性史』（勁草書房, 2003）pp.152-153; Daniel T. Lichter and Rukamalie Jayakody, “Welfare Reform: How Do We Measure Success?” *Annual Review of Sociology* 28 (2002): 117-141.

の目的を「両親家族を形成し、維持することを奨励する」ことと定めている⁴⁵。つまり、シングルマザーに結婚を奨励し就労を義務づけ、たとえ離婚したとしても子の父による私的扶養を強制的に行わせることで、子の扶養を個人責任にする政策が採られたのである。

(2) スルマンの婚姻関係と就労状況

八つ子を出産したとき、スルマンは無職のシングルマザーであり、このことが非難的となった背景には、こうした政策意図が背景にある。実際、スルマンは1996年に結婚し、翌年から産婦人科医に不妊の相談をしていたものの、ARTに関して夫と意見の相違があったため2000年に離婚している。その直後に体外受精を受け、翌年に1人目の子を出産した。その後、合計で6児を出産し、八つ子の出産にいたる。つまり、ひとり親で体外受精によって子を得ており、そのことに非難の矛先が向いた。実際、このことは、以下のようにスルマン自身も自覚していた。

And a lot of the couples, --usually it's couples, do undergo this procedure. You know, and it's not that controversial, because they are couples, so it's more acceptable to the society. For me, I feel I've been under the microscope because I've chosen this unconventional kind of life. You know, I didn't intend to be unconventional, but it turned out to be... All I wanted was children.⁴⁶

つまり、婚外で体外受精という「通常と違う」選択をしたからこそ、自分は注目を浴びているのだとスルマンは考えたのである。たしかに、米社会は全体として通常の妊娠以外の選択をした人に対してそれほど寛大ではないとブリッ

⁴⁵ 杉本 『アメリカ社会福祉』 p.151.

⁴⁶ Interview with Ann Curry, *Today*, February 9, 2009.

「母」になる資格？

グスも指摘している⁴⁷。すでにみたように、ARTを受ける資格は、白人で裕福な異性愛の結婚している健常者にしかなく、この規範から外れたからこそ、スルマンは非難されたのである。

実際、スルマンは非白人で福祉受給のシングルマザーである。第1章で触れたように、8人の子を育てている母親として有名なケイト・ゴスリンとの比較で明らかになるのは、体外受精による多胎児出産という共通項があるにもかかわらず、スルマンが非難されたのは、妊娠／出産時点で結婚していなかったからであろう。しかも、スルマン事件の後のことだが、ゴスリンは離婚している（2009年12月最終合意）。それでも、離婚したシングルマザーの子育て奮闘記を描くリアリティTV番組が、親権をめぐる元夫と抗争中にもかかわらず「ケイト・プラス8」と改称して、2017年現在も続行中である。つまりスルマンが婚外出産をしたこと、しかも文字通りの意味で「父」のいない子を出産したことが重要な違いである。ゴスリンの子どもたちの父は明らかなので養育費を求めることができるが、スルマンへの精子提供者を「父」と呼び、児童養育強制履行制度を適用することは不可能であろう。このように、ARTという新しい技術は、社会福祉制度がいかに家父長制イデオロギーに基づいて設計されているかを明るみに出す。ここで思い出したいのは、八つ子の「父」は誰かという問い、つまり誰が子どもたちの養育費を払うのかという問いが発せられたことである。

その意味で、スルマンが出産時に福祉受給者であったこともゴスリンとの大きな違いである。スルマンは1997年からメトロポリタン州立病院で精神科の助手として働いていたが、1999年に院内で起きた暴動に巻き込まれ、背中を負傷する。その後、椎間板ヘルニアによる腰痛で働けなくなり、2000年から2008年にかけて労災保険から障害者給付金を受け取っていたが、2006年に退職している。そのため、無職で所得がなく、福祉（障害者給付金）を受けてい

⁴⁷ Briggs, p. 103.

た。また、すでにいる子ども6人のうち3人に障害が認められ、合計1800ドルの障害児給付金を受給していた。さらに5万ドルの学生ローン、つまり借金も抱えている。2009年のインタビュー時には福祉受給を否定していたが、のちに月490ドルのフードスタンプを支給されていたことが発覚している⁴⁸。

収入源がないことが大きな非難の原因となっていることは、ダガー家(The Duggars)が非難されないこととの比較でみると明らかである。当時、18人の子がいたダガー家は、宗教的理由から子を産み続けているが、大家族であること自体は批判されておらず、「18人っ子、記録更新中」(*18 Kids and Counting*)というTLC局の人気リアリティ番組にもなっており、社会的に受け入れられているといえる。スルマンとの違いは多々あるが、婚姻関係にある2人が自然妊娠で出産しており、不動産業などからの収入源があることが大きい。つまり、「福祉受給者」で「シングルマザー」という2つの相関する状況がスルマンへの非難の背景にあるといえる。

(3) 人種／エスニシティと「知的障害」

第1章でみたように、報道がスルマンの人種／エスニシティを明らかにしていない段階で、『ロサンゼルス・タイムズ』紙のブログには、スルマンは「不法外国人」または黒人だと断定する書き込みが多かった。このことは、1970年代まで断種／不妊手術の対象が黒人の貧困層のシングルマザーであったことや、「ウェルフェア・マザー」「ウェルフェア・クイーン」が黒人の福祉受給者を指していたことを思い起こせば理解できる。また、「ウェルフェア・マザー」が婚外出産をしてそのツケを納税者に支払わせるというイメージで語られ

⁴⁸ Scott Michels, “Octuplet’s Mom Filed Workers’ Compensation Claims,” February 5, 2009, <<http://abcnews.go.com/TheLaw/story?id=6806753&page=1>> Last accessed on September 17, 2016; “Octuplet’s mom on food stamps, publicist says,” *NBC News*, February 10, 2009, <http://www.nbcnews.com/id/29110391/ns/health-childrens_health/t/octuplets-mom-food-stamps-publicist-says/#.WZuzJoppzsl> Last accessed on August 20, 2017.

「母」になる資格？

ていたのと同様に、非合法移民が増加することで福祉費が増大するという危機感が共有されていたことが、「不法外国人」と考えられた要因といえる（ただし、PROWA の定めるプログラムは移民には適用されない）。もちろん、黒人やメキシコ系アメリカ人の出生率が高いという一般的なイメージも背景にあるだろう。また、優生運動の考えを継承して、非合法移民や黒人は母として子を産み育てる素質がないと考える人がいまだに健在であることも示している。

しかし実際には、スルマンはイラク人の父とラトヴィア人の母をもつ。ここでは、初期の優生学者が東南欧からの移民が増えたことで、アメリカ人の質の低下を心配していたことを思い出したい。このときの「不適者」には東南欧からの移民も含まれていた。もちろん、東南欧系移民に対する 20 世紀初めの考えが現在も有効であるとはいいいがたいが、八つ子 (octuplet) の母という造語である「オクトママ (Octomom)」との呼称がひろく流布したことの背景は一考の余地がある。米国ではナディア・スルマンという本名では何のことかわからない人でも、「オクトママ」といえばスルマン事件のこととわかるくらいに流通している。英語で「オクト」といえば、まず 8 本足のタコ (octopus) のイメージにつながる。ラディカ・ラオは、ディズニー映画『リトル・マーメイド』に登場する悪役アースラ——濃いメイクをした下半身がタコの悪賢く執念深い女性のイメージを想起させると指摘している⁴⁹。そこまで悪者に仕立てずとも、タコを連想させる「オクトママ」という用語によって、スルマンを「非人間」として他者化しているといえよう⁵⁰。このことは、完全には「白人」とはいえないエスニシティと無関係ではなさそうだ。

また、経済力のないシングルマザーが、すでに子がいるにもかかわらず妊娠するのだから、精神／知的障害があるに違いないという判断も、福祉受給者が検査なしに「知的障害」と診断され、これ以上子を産まないように、強制的に断種／不妊手術を受けさせられた歴史と符合する。すでにみたように、ニュー

⁴⁹ Rao, p. 313.

⁵⁰ Davis, p. 109.

ディール期から 1970 年代にかけては、「知的障害」と診断された女性に対して不妊手術が行われてきた。この場合の「知的障害」の判断基準は不明確で、貧困が原因であることが多い。こうした事例が示すのは、経済的に福祉に頼らざるを得ない女性は「母親不適格」の烙印を押されてきたという歴史である。スルマンに経済力があれば、すでに子が何人いても精神／知的障害とみなされることはなかったであろう。

ロレッタ・J・ロスとソリンジャーは、「ある女性が低所得であれば、その事実だけで悪い母親の根拠とされる」と指摘している。公民権運動や女性解放運動の影響で、法律上の平等とピル解禁や人工妊娠中絶の合法化が達成されたことで、すべての女性がリプロダクティブ・ライツを行使できるかのような虚構が生みだされた。しかし現実には、そのアクセスには階級によるバイアスがある。そして、貧困層の女性は間違った選択をする母親というイメージがつくられていった⁵¹。貧困であることは、それだけで「母親不適格」なのだ。

しかし、実際には子育てなどのケアに従事しながら就労するのは非常に困難である。なぜなら、エヴァ・フェダー・キティが指摘するように、ケアを提供する者は、「他者のニーズを満たすために自分自身のニーズを後回しにする」ため、自分自身の欲求やニーズを満たすために、必然的に第三者に支援してもらわなければならない依存労働者であるからだ。そして、ケアを必要とする依存者とケアを提供する依存労働者の依存の關係性を保護することが福祉の役割であるとキティは指摘する⁵²。つまり、シングルマザーが福祉を受給することは正当なことだ。

⁵¹ Ross and Solinger, *Reproductive Justice*, p.172; Solinger, *Beggars and Choosers*, pp.186-189.

⁵² Eva Feder Kittay, *Love's Labor: Essays on Women, Equality and Dependency* (New York: Routledge, 1999) 『愛の労働あるいは依存とケアの性議論』（岡野八代・牟田和恵監訳）（白澤社, 2010）p. 128

「母」になる資格？

むすびにかえて

スルマンは、以下のように「子どもが欲しかっただけ。母になりたかったのだ」と語っている。

All I wanted was children. I wanted to be a mom. That's all I ever wanted in my life. I love my children,....⁵³

それは、スルマンの母が記者に答えたように、子どもをもつことへの執着心 (obsession) のあらわれともいえる。多くの人が、この考えに納得しているようにみえる⁵⁴。だからこそ「精神障害」といわれたり、「わがまま」と非難されたりしたのだ。

しかし、だからといってそのことがすぐに「母親不適格」との判断に結びつくとは限らない。スルマンは、カルフォルニア大学フルトン校で児童青年期発達論を専攻し、学士号を取得している。さらに、八つ子の妊娠を決めたとき、カウンセリングの修士号を取得するために勉強をはじめたという経歴をもつ⁵⁵。その上スルマンは、自分は良い母親であり得るとして、子どもたちを無条件に愛し、受け止め、自分の人生を子どもと過ごすために捧げると主張している。

I'm providing myself to my children. I'm loving them unconditionally,

⁵³ Suleman, Interview with Ann Curry, 2009.

⁵⁴ Kimi Yoshino and Jessica Garrison, "Octuplets could be costly for taxpayers," *Los Angeles Times*, February 11, 2009 <<http://articles.latimes.com/2009/feb/11/local/me-octuplets11>>, Last accessed on September 21, 2016 など。

⁵⁵ Associated Press, "8 facts about 'Octomom' Nadya Suleman," January 24, 2014, *USA Today*, <<https://www.usatoday.com/story/news/nation/2014/01/24/8-facts-octomom/4816235/>>; "Remember Octomom? Here's what she and her kids look like now,"

August 25, 2016, *Yahoo! Lifestyle*, <<https://in.style.yahoo.com/remember-octomom-heres-she-her-000629236/photo-nadya-suleman-a-k-a-1472104701332.html>>

accepting them unconditionally. Everything I do, I'll stop my life for them and be present with them. And hold them. And be with them. And how many parents do that? I'm sure there are many that do, but many don't. And that's unfortunate. That is selfish.⁵⁶

児童青年期発達論を修め、カウンセリングを学んでいる人が、出産した子たちを無条件に愛するつもりだといっているにもかかわらず、「母親不適格」の烙印を押される。その根拠はどこにあるのか。すでに指摘したように、スルマンへの非難は、「ウェルフェア・マザー」に対する優生学的なまなざしの歴史的な系譜のなかに位置づけることで理解できるだろう。

一方、スルマン自身の「子どもが欲しい」という気持ち自体を、わたしたちはどのように理解すべきだろうか。多くのメディアや世論は、彼女は子どもを持つことに取り憑かれていると強調し、その執着心を病的なものとして解釈していた。しかし、本当にそれで済ませてしまってもよいのだろうか。わたしたちはここで、スルマンが不妊に悩んでいたという原点に立ち戻らなければならない。スルマンは不妊に悩み、その結果、離婚にいたる。元夫によれば、子どもが欲しかったスルマンは体外受精を望み、元夫は「試験管ベイビー」という考えを好きになれなかったため、体外受精に協力しなかった。そのことが離婚の原因だと説明している⁵⁷。そして、スルマンは離婚後に体外受精で子どもを得ることに「成功」した。そのことを、わたしたちはどのように考えればよいのだろうか。

スルマンは、体外受精にいたるまでに7年間も人工授精と投薬による不妊治療を受けていたことを明かしている⁵⁸。7年間も不妊治療を続けるということ

⁵⁶ Suleman, Interview with Ann Curry, 2009.

⁵⁷ Johnny Dodd, 2009, "Octuplets' Mom's Ex: Those Aren't My Kids," March 3 2009, <<http://people.com/babies/octuplets-moms-ex-those-arent-my-kids/>> Last accessed on November 6, 2016.

⁵⁸ Suleman, Interview with Ann Curry, 2009.

「母」になる資格？

は、ということなのだろうか。妊娠できなかったことに落胆する日々が7年も続いているという状況で、心理的に追いつめられることは容易に想像できる。

そして体外受精にシフトした後も、失敗を繰り返している。通常、体外受精では、約1ヶ月、ホルモンの調整をして排卵させないで卵胞を成長させて、十分に大きくなったことを確認して排卵誘発剤をうつなど、ホルモン薬の投与が必要になる。また、卵子の採取の際にも卵巣に針を指すため、心身ともに大きな影響を受ける。にもかかわらず、必ず妊娠するとは限らない。スルマンは、体外受精にシフトしてから2009年の出産にいたるまでの9年間にこれを13回も繰り返している⁵⁹。経済的な出費も大きい、心身ともに大きな負担がかかる体外受精をこれほど繰り返すことは、よほど強い意志がない限り、困難だろう。

しかし、その強い意志は、個人的なものであると同時に社会的につくりだされたものでもある。「女は産んで一人前」という社会的な規範は、スルマンのプレッシャーになっていなかっただろうか。ARTは、本当に「子どもが欲しい」という気持ちをサポートしているのだろうか。スルマンに欠けていたのは、リプロダクティブ・ライツのひとつとして上野千鶴子が提示する「産めないとかかったときに、その事態を受けいれる権利と能力」なのではないか⁶⁰。ARTが多様な人びとのリプロダクティブ・ライツを保障するために必要なものを探ることは、今後の課題としたい。

⁵⁹ “*Accusation against Michael Kamrava: Before the Medical Board of California, Department of Consumer Affairs, State of California*” December 22, 2009. *Los Angeles Times*. Retrieved May 19, 2010,

<<http://www.latimes.com/includes/misc/kamravaaccusation.pdf?loc=interstitialskip>>

Last accessed on February 28, 2017.

⁶⁰ 上野, p.211.